

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、実家の両親が未納無く納付していたはずであり、申立期間の3か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く全ての期間の国民年金保険料を納付している上、申立期間における申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、申立期間を含め、国民年金制度発足の昭和36年4月から保険料をおおむね納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立期間直前の昭和43年9月から同年12月までについては、49年12月3日に特例納付されているところ、申立期間当時の申立人の仕事や住所に変更はなく、家計状況からすると7か月の国民年金保険料を納付していたと推認でき、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月まで

A 市 B 町に居住していたとき、近所の元夫の友人に国民年金の加入を勧められ、第 4 子（昭和 37 年 * 月生まれ）出産後、義父との別居を契機に、元夫が国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を支払っていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 4 子出産後の昭和 38 年頃に、元夫が国民年金の加入手続を行い町内の集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、41 年 9 月頃に A 市で払い出されていることが推認され、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行い、被保険者の資格を取得したものと考えられることから、当該手帳記号番号払出し時点において、申立期間の大部分は時効により、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の元夫は国民年金に未加入であり、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入手続や手帳交付の有無及び当該申立期間に係る保険料の納付の時期や金額など、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額は実際に受け取っていた報酬月額と相違しているので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B事業所（現在は、A社C事業所）における標準報酬月額が実際の総支給額より低く記録されていると申し立てているものの、申立人から提出された賃金明細書により、給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A社は、平成 15 年までは事業場ごとに社会保険関係の手續や給与計算を行っており、同社C事業所に確認したところ、申立期間当時の給与の金額や控除された厚生年金保険料額及び定時決定における標準報酬月額等を確認できる資料は、保管期限を経過しているため無いので、届出等について不明と回答しており、申立人がオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。